

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	医療センター
監査の種類	令和7年度 定期監査（7監第68号 令和7年11月21日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和8年2月13日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務（その1） 還付事務において、つり銭用資金等を使用して還付している例が認められた。	令和8年 2月13日
2 収入事務（その2） 還付事務の際、取引に係る会計伝票を発行していない事例があった。また、還付事務に際し、マイナスの収入伝票を用いて還付を行っていた。	令和8年 2月13日
3 契約事務 契約事務において、地方公営企業法施行令第21条の13第1項を適用した随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。	令和8年 2月13日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務（その1）</p> <p>還付事務において、つり銭用資金等を使用して還付している例が認められた。</p> <p>※ 保険証を所持しておらず、一旦全額自己負担で支払いを行った患者が、後日保険証を持ってきたため発生した差額を窓口で返還するなど、窓口における還付事務については、市病院事業会計規程第18条において現金の取り扱いができないものと規定されているが、つり銭用資金や当日の売上を使用して現金還付を行っていた。</p> <p style="text-align: right;">（医事課）</p> <p>2 収入事務（その2）</p> <p>還付事務の際、取引に係る会計伝票を発行していない事例があった。また、還付事務に際し、マイナスの収入伝票を用いて還付を行っていた。</p> <p>※ 過去に調定した過誤納金の還付事務においては、現金の支払を行う取引と還付額を更正する取引のそれぞれ会計伝票を発行する必要があるが、令和7年4月23日に発生した令和6年度分診断書の還付事務などにおいて、現金の支払いを行う取引の会計伝票は発行していたが、還付額を更正する取引の会計伝票を発行していなかった。また、過誤納金の還付については、市病院事業会計規程第35条及び第40条の規定により、現金の還付を行う場合は支払伝票を発行する必要があるが、マイナスの収入伝票を用いて還付事務を行っていた。</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>病院事業会計規程の認識不足により、過誤納金の還付対応を行ってしまったものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>既に窓口において現金で還付を行ったものであり、是正措置は講じることができないものです。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>還付対象者と当センター双方の負担軽減と振込手数料の費用負担を軽減する観点から、来院時に窓口で還付対応するため、病院事業会計規程を改正し、令和8年2月から予め用意した窓口還付準備金を用いた還付対応を開始しました。今後は、規程に則った適正な収入事務の執行に努めてまいります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>過誤納金の還付に関して、予算を講じる必要があるという認識がなかったことから、還付事務を行った後の収益調定額と現金収納額の整合を図るため、マイナスの収入伝票等により処理するという誤った判断を行ってしまったものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>過誤納金の還付に対しては、既定予算から支払う対応とし、適正な会計伝票の発行を行いました。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>令和8年度予算において、過誤納金の還付に係る予算を措置したことから、今後は、規程に則った適正な会計伝票の発行に努めてまいります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p style="text-align: center;">(医事課)</p> <p>3 契約事務</p> <p>契約事務において、地方公営企業法施行令第21条の13第1項を適用した随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。</p> <p>【事例1】</p> <p>※ 胎盤処理業務委託においては、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）を適用した特命随意契約の理由として、「胞衣汚物専門に収集運搬及び処分を行っている事業者は、当センター周辺では当該業者1者のみである」とされているが、他に履行可能な業者の有無についての検証を行った形跡がなかった。</p> <p>また、当該業者を特命随意契約の相手方とする合理的理由が、具体的かつ客観的に明記されていなかった。</p> <p>なお、随意契約確認表においてチェック印が不適当な箇所に記入され、かつ、確認事項に記載された事務が行われなまま専決者の決裁を受けていた。不適切な随意契約事務を防ぐ観点からも、確認の形骸化には十分留意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(施設管理課)</p> <p>【事例2】</p> <p>※ 医療センター看護専門学校警備業務</p>	<p style="text-align: center;">〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>当該業務委託契約については、前年度においても、他に履行可能な事業者がいないこと、また、入札参加有資格者名簿に登録されているとの事務処理がなされていたことから、安易に前年度の状況に変化がないものと判断し、確認を怠ってしまったものです。</p> <p style="text-align: center;">〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>隣県の各自治体等のホームページを確認し、胎盤処理が可能な事業者が当該事業者以外にないことを改めて確認しました。併せて、暴力団の該当性調査など、随意契約確認表において必要とする調査を実施し、問題ないことを確認しました。</p> <p style="text-align: center;">〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>入札参加有資格者名簿への登録の有無を組織的に確認できるよう、起工にあたっては名簿の写しを添付して確認する体制としました。また、契約事務を行う場合には、契約課が示す「役務的業務委託に関する契約事務の指針」を十分に確認するとともに、随意契約を行う場合には、適用号及びその理由を組織的に確認・整理することとし、同様の事例が生じないよう再発防止に努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">〔指摘事項が発生した原因〕</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>委託については、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）を適用し、「当校の警備業務は医療センターと連携していること」、「医療センターの業務委託期間は令和6年度から令和7年度までの2年間であること」などを理由として特命随意契約しているが、当該事業者以外では契約の目的が達成できない旨の非代替性について、合理的な理由が具体的かつ客観的に明記されていなかった。</p> <p style="text-align: center;">(看護専門学校)</p>	<p>令和5年度以前の契約においては、緊急時に医療センターと連携して対応するため、医療センターの警備業務委託に含めて一括で契約事務が行われていたことから、医療センター警備業務委託の受託者でなければ業務を担えないという誤った認識の下、随意契約として事務を進めてしまったものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>契約済みの事例であり、遡及して修正できないため、是正措置を講じることができないものです。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>契約事務を行う場合には、入札による契約を基本として業者選定を行うこととし、同様の事例が生じないよう再発防止に努めてまいります。</p>